

「地域医療センターかさま」における病児保育事業について

子どもの病気が「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、保護者が就業・傷病等やむを得ない理由により家庭で保育が困難な場合、専用の部屋で一時的に預かる事業を、平成 30 年 4 月から実施する。

1. 実施場所

地域医療センターかさま内病児保育室（南友部 1966 番地 1）

2. 利用時間

利用日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

時 間：午前 8 時～午後 6 時

3. 利用期間

1 回につき連続 7 日を限度とする。（土日含む）

4. 対象児童

市内居住または、市内の事業所に勤務する者が保護する生後 6 ヶ月～小学校 6 年生までの児童で下記の者。

①病気、怪我等の「回復期に至らない場合」で、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、入院治療の必要性はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難であること。

②保護者が就業、傷病、事故、災害、出産、冠婚葬祭等やむを得ない事由により家庭における保育が困難であること。

5. 対象疾患

①感冒、消化不良症等日常罹患する疾患

②麻しん、水痘、風しん、インフルエンザ（解熱翌日以降に限る）等の感染症疾患

③ぜん息等の慢性疾患

④熱傷、骨折等の外傷性疾患

⑤その他市長が特に必要と認める疾患

6. 利用定員

1 日 3 名まで（予約優先）

7. 利用料金

利用料 市内居住者 1 日 2, 000 円・半日 1, 000 円

市内事業所勤務 1 日 2, 500 円・半日 1, 500 円

※生活保護世帯は無料（受給証明書又は確認証等を提示）

8. 食事

病状に応じたお弁当・おやつを持参する。

9. 利用方法

○事前に、病児保育室へ病児保育事業利用申請書により登録する。

○登録後、原則として前日までに、病児保育室へ予約する。

○事前に、かかりつけ医師等に診察を受け、病児保育利用登録申請書を提出。

利用するときは、前日に予約を入れ、病児保育利用申込書・診療情報提供書・家庭連絡表・与薬依頼書を提出する。

10. 職員配置

○看護師／保育士（2 名体制）